

大阪市中心区火災事故調査に係る有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 消防局長は、令和7年8月18日に中央区宗右衛門町で発生した建物火災に伴う消火活動中の事故について、その原因を究明し、再発防止を図るために、有識者の意見を聴くことを目的として、「大阪市中心区火災事故調査に係る有識者会議」(以下「会議」という。)を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事故の発生原因究明に関すること
- (2) 再発防止策に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防局長が必要と認める事項

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから消防局長が委嘱する。

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合は、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 メンバー及び第3条第2項の定めにより会議に出席した関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。会議の開催期間後も同様とする。

(開催期間)

第6条 会議は、令和8年3月まで開催する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、消防局企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日から施行する。